



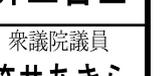
市議会議員  
**砂田喜昭**  
Tel 67-4322



衆議院議員  
**藤野保史**



参議院議員  
**たけだ良介**



参議院議員  
**井上哲士**

## 「生活が苦しい」と砂田市議に相談

# 国保税などの減免を

「生活が苦しい。もらった年金が、税金や国保税、介護保険料や医療費にすっかり持っていかれてしまう」。こんな相談が寄せられました。砂田市議は住民税や介護保険料などの減免の相談に乗っています。

## 市民税の減免

### 休廃業、失業、疾病で収入が生活保護基準生活費の1・2倍以下も対象

市民税については、当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者には減免します(市税条例第45条)。休廃業、失業、休職、疾病、負傷等により、収入が減少し、又は疾病若しくは負傷により医療費用が増大したため生活が著しく困窮していると認められる者も該当します。生活保護基準生活費以下の基準収入額しかない場合、所得割額の全部を減免します。生活保護基準生活費の1・2倍までが減免の対象になります。但し預貯金が生活保護基準の5倍を超えるときは対象外です。



## 減免要綱改善へ 砂田市議が提案、実現

災害だけでなく、派遣切りやリストラで職を失った場合にも国民健康保険税を減免して救済します。国保税は前年所得に応じて課税されるため、失業しても前年並みの課税をされ、国民健康保険税を払えない人が増えていきます。2004年3月につくった旧の減免要綱では、前年所得の4分の1以下にならないと対象とならなかったため、誰一人救済されませんでした。

当時はリーマンショックで派遣切りが横行していた時期で、砂田市議は2009年3月議会、6月議会で国保税の減免要綱の改善を求めていました。これを受けて小矢部市は同年8月に新たに減免要綱をつくりました。

生活困窮者にその困窮の度合いに応じて救済しようというもので、3カ月の平均収入額が生活保護基準生活費の1・2倍以下になった場合に、対象になります。(ただし、世帯の前年所得総額が600万円以下、保有する現金、預貯金等の合計額が生活保護基準の5倍以内であること。土地・家屋などの資産があっても対象となる)。この要綱と同じ内容が市民税の減免にも適用されています。

## 安倍辞任表明後初のスタンディング



「自分・今・お金 3だけ政治 市民と野党で転換」の新プラスターを掲げてスタンディングアピール=8月31日、国道8号線芹川東交差点

### 新型コロナウイルス感染症で減免収入が3割以上減少見込みも対象

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等によっても、国保税や介護保険料の減免の対象となります。今年の事業収入・給与収入・不動産収入、山林収入のいずれかの収入が、収入の種類ごとに見た場合に、2019年に比べて3割以上減少する見込みの方です。

8月26日に開かれた小矢部市国民健康保険運営協議会で、国保税減免申請の状況が報告されました。8月25日現在で32件の減免申請があり、7月末では24件の申請、22件が承認されました。新型コロナウイルス感染症による減免対象は今年度分とともに前年度分についても遡って対象とするため、小矢部市の減免金額は合わせて464万円です。

全県の減免の状況は上の表の通りです(県厚生部提供資料に減免世帯割合を加筆)。

砂田市議は今年6月議会全員協議会で、国保税の納税通知書の発送にあわせて、この減免制度を丁寧に、わかりやすく示すことを求めました。小矢部市が努力した結果、市の減免世帯割合が0・591%で、全県平均0・229%の倍以上となったのではないのでしょうか。引き続きこの制度の活用が望まれます。